

宮津市下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～平成 38 年度)

平成 29 年 3 月

宮 津 市

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1 経営戦略の位置づけ	1
2 経営戦略の期間	1
第2章 下水道事業の現状と課題	2
1 下水道事業の概要	2
2 下水道事業の現状	4
(1) 下水道等の普及状況	4
(2) 水洗化の状況	4
(3) 使用水量の状況	5
(4) 管渠等の整備状況	6
(5) 老朽化の状況	7
(6) 宮津湾流域下水道施設の状況	7
(7) 職員の状況	8
(8) 経営の状況	8
① 下水道使用料の状況	8
② 一般会計からの繰入金の状況	9
③ 経費回収率の状況	9
④ 企業債残高の状況	10
⑤ 経営指標	11
第3章 経営の基本方針	12
第4章 効率化・経営健全化の取組み	13
1 経営基盤の強化	14
(1) 職員の人材育成	14
(2) 効率的な経営環境の整備	14
(3) 適正な職員定員管理の推進	15
(4) 処理区域内での早期水洗化の促進	15
(5) 下水道使用料等の収納率の向上	16

(6) 有利な財源の確保による企業債発行の抑制	16
(7) 地方公営企業法の適用	16
2 投資の合理化	17
(1) 計画的な投資と長寿命化	17
3 危機管理体制の強化	18
(1) 危機管理等の体制整備	18
(2) 下水道施設の耐震化	19
第5章 投資計画	20
1 処理区域における下水道の概成	20
2 老朽化対策事業	20
(1) 管渠の改築更新の考え方	20
第6章 投資・財政計画	21
1 投資事業に必要な財源確保	21
2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項	21
(1) 使用料収入	21
(2) 企業債	21
(3) 一般会計からの繰入金	21
3 財源試算の前提条件	22
(1) 水洗化人口の見込み	22
(2) 1人1日当たりの使用水量の見込み	23
4 財源試算	23
(1) 下水道使用料	23
(2) 企業債	24
(3) 一般会計からの繰入金	26
5 投資・財政計画等	28
第7章 経営戦略の進捗管理	30

第1章 経営戦略策定の趣旨

下水道は、公衆衛生の向上及び都市の持続的かつ健全な発展に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない重要な都市基盤施設です。

本市の下水道事業は、昭和61年に事業着工して以来、順次整備を進め、平成27年度末の下水道普及率は90%に達しています。平成30年度には概成する予定となっており、今後は、「建設」から「維持管理」や「改築更新」の時代へと移行し、事業の執行形態も大きく変わっていきます。

一方、人口減少・少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地域活力の衰退など本市を取り巻く状況は依然として厳しいものであり、下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした中、これまで以上に効率的かつ健全な経営が不可欠となることから、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も市民のみなさんに下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として「経営戦略」を策定するものです。

1 経営戦略の位置づけ

平成26年8月に総務省から通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、「サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境がさらに厳しい状況にある中、的確な現状把握を行ったうえで、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、効率的かつ健全な経営を行うこと」が求められており、これに基づき「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

2 経営戦略の期間

平成29年度～平成38年度（10年間）

第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の概要

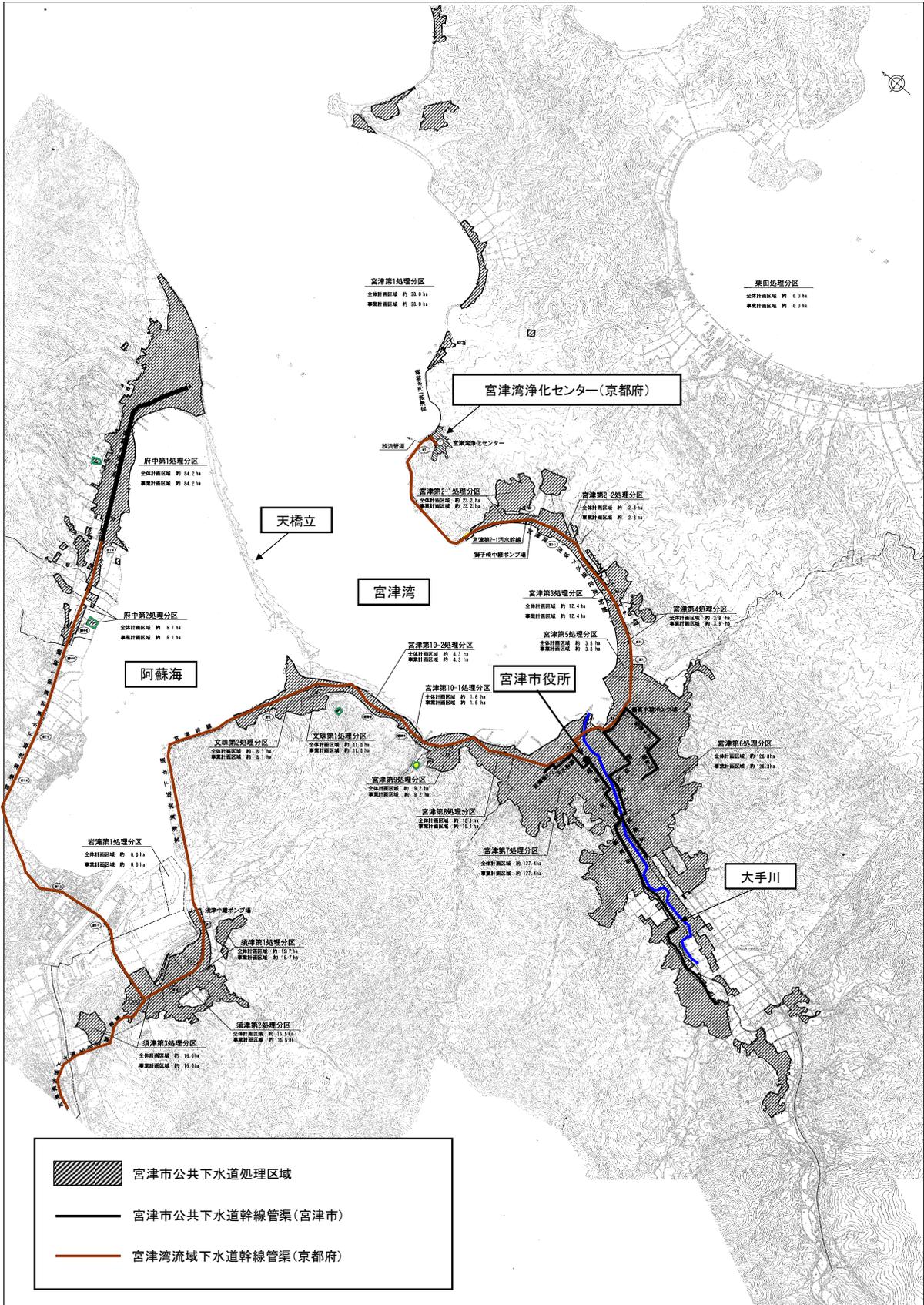
各家庭の台所・トイレ・風呂や工場等の事業所から排出される汚水は、それぞれの排水設備から汚水桝に流れ込み、道路下に埋設された管渠を通じて処理場へ流入し、浄化された後、海等に放流されます。

当地域においては、宮津湾流域下水道事業として、京都府が流域下水道幹線管渠及び処理場について整備及び維持管理を行っており、本市は各家庭や事業所への公共汚水桝の設置やこの汚水桝から流域下水道幹線管渠へつなぐ公共下水道管渠の整備及び維持管理を行っています。

本市の公共下水道は、平成5年に宮津湾流域下水道と併せて供用を開始し、以降整備を進め、平成27年度末で管渠延長100.7km、処理人口12,431人、下水道普及率は90.1%となっています。

なお、公共下水道処理区域以外の地域では、各家庭等において浄化槽により汚水処理を行っていただくこととしています。

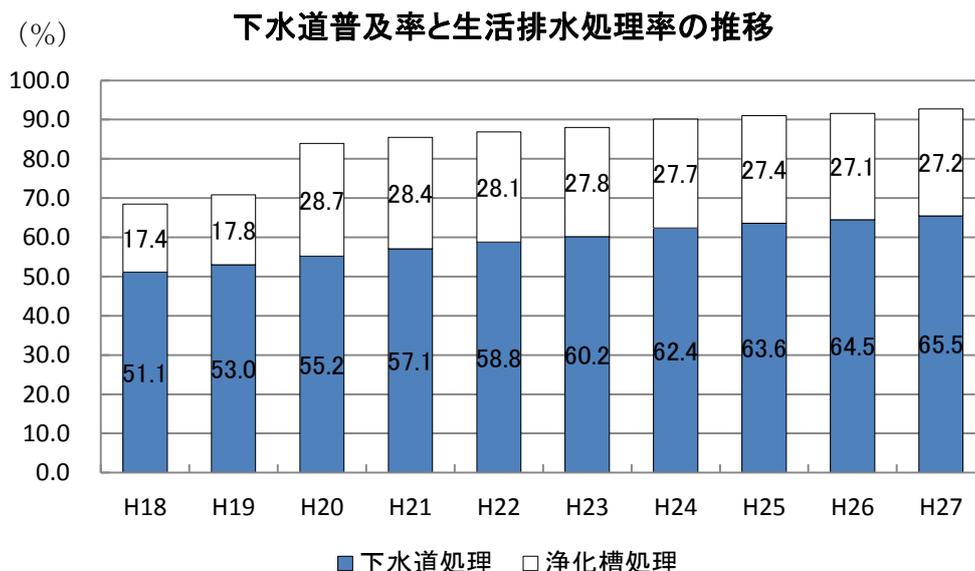
宮津市公共下水道処理区域図



2 下水道事業の現状

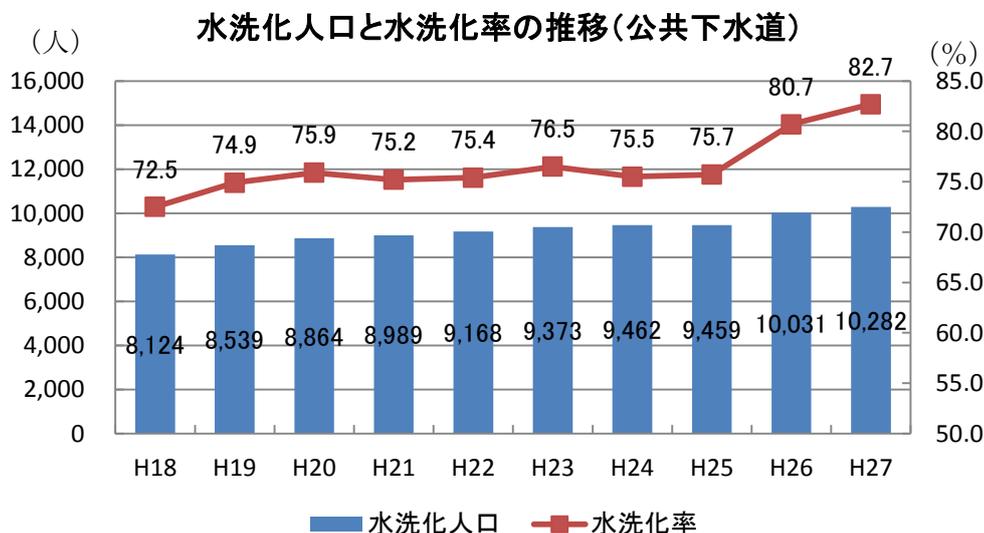
(1) 下水道等の普及状況

平成 27 年度末の宮津市の人口における普及率は、公共下水道で 65.5%、浄化槽で 27.2%となり、合計すると、本市の総人口のうち 92.7%の方が、水洗化できる環境にあります。



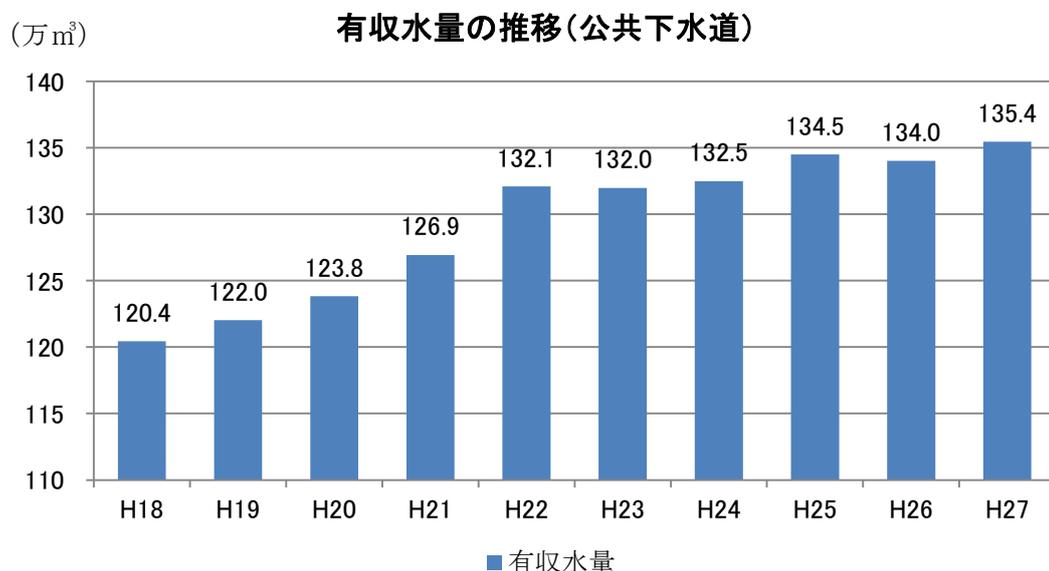
(2) 水洗化の状況

公共下水道における水洗化人口は平成 27 年度末で 10,282 人となり、増加傾向にあります。本市の人口減少に伴い、下水道の概成後は減少傾向に転じるものと考えています。水洗化率については平成 27 年度末で 82.7%となっています。

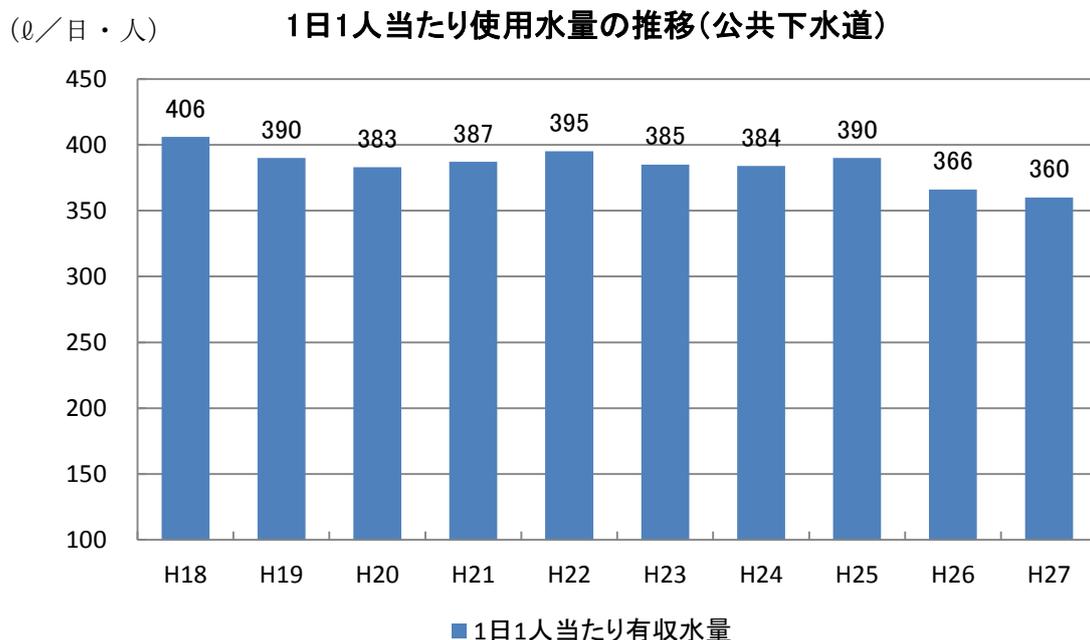


(3) 使用水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量は、平成 18 年度は 120 万 4 千 m^3 でしたが、下水道の整備拡大に伴い徐々に増加し、平成 27 年度は 135 万 4 千 m^3 となっています。

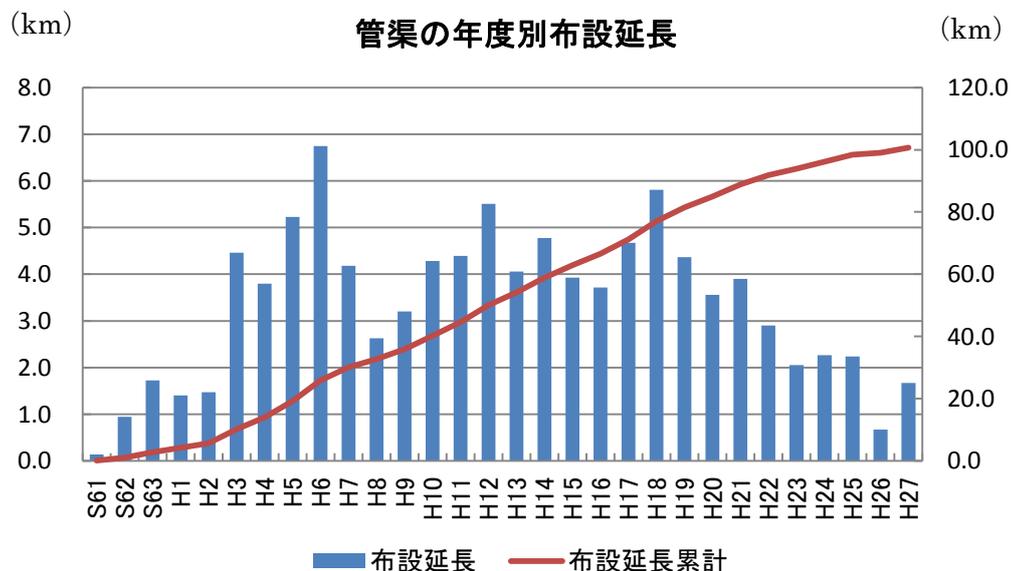


有収水量を水洗化人口と 1 年間の日数で除した、1 人 1 日当たりの使用水量は、平成 18 年度の 406 ℓ に対して平成 27 年度は 360 ℓ と減少傾向にあります。これは、節水意識の向上や節水機器の普及によるもののほか、整備区域の拡大に伴い、水洗化人口が増加するものの、工場など大口の使用者の接続が少ないことが要因であると考えています。

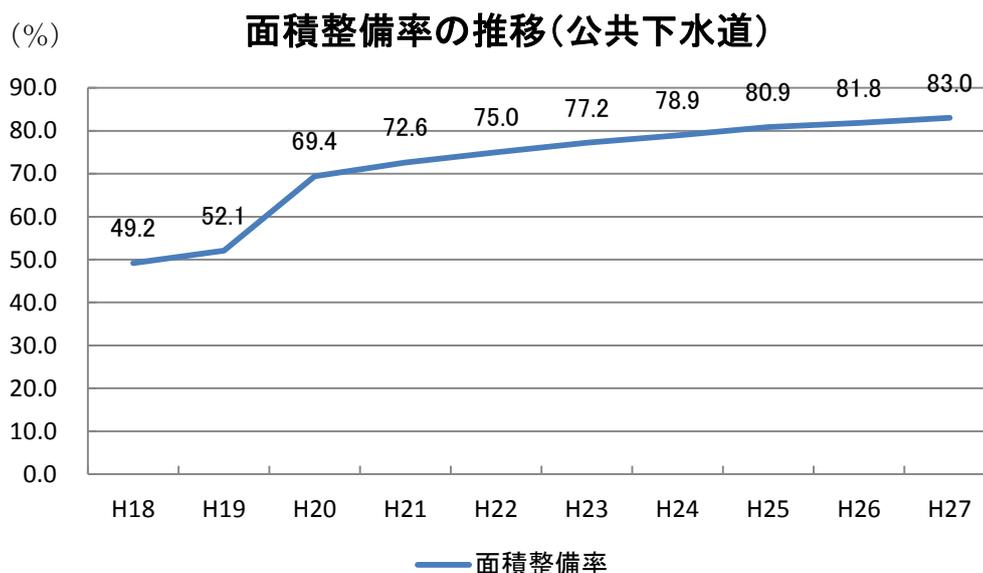


(4) 管渠等の整備状況

平成 27 年度末の公共下水道管渠延長は 100km に達しており、平成 3 年度以降、本格的に下水道の整備を行った結果、平成 30 年度に概成する予定となっていますが、今後、改築更新費用が集中することが見込まれます。



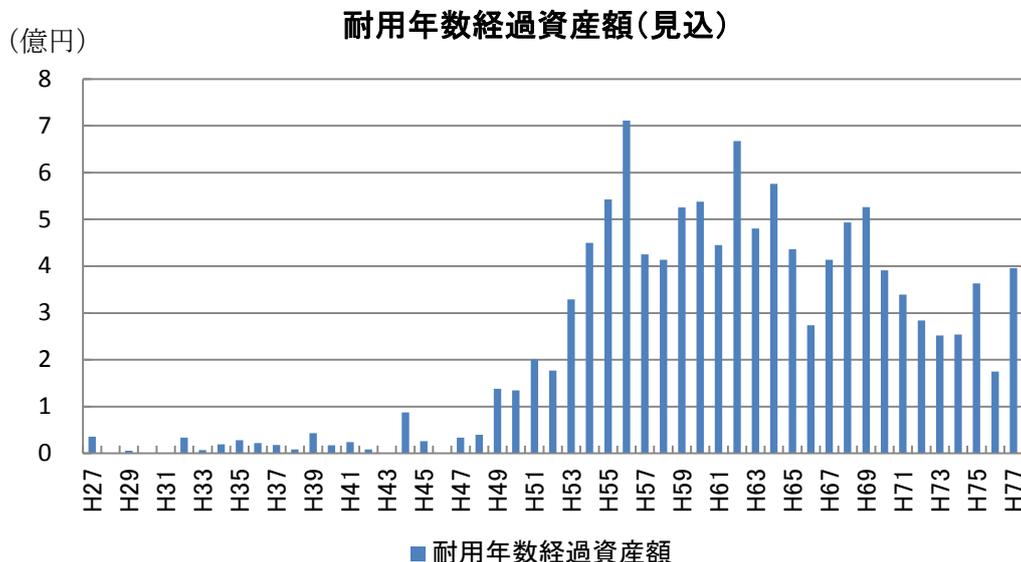
公共下水道の整備面積を計画面積で除した面積整備率は、平成 27 年度末で 83.0% となり、平成 30 年度には、概ね計画区域全域を供用開始する予定です。



※平成 20 年度に整備率が大幅に上昇していますが、これは、計画面積を縮小したことが大きな要因です。

(5) 老朽化の状況

下水道事業で保有している資産については、平成 49 年度以降、耐用年数を経過する資産が増大するため、改築更新に多額の費用が必要となることが予想されます。

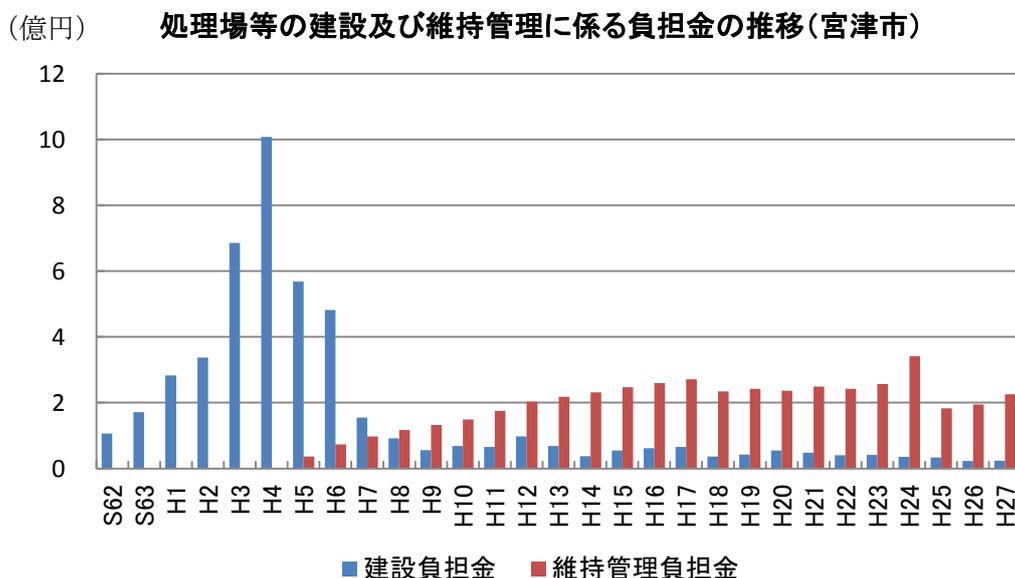


※固定資産上の耐用年数が経過した年度の整備費用の合計額を表示しているものであり、当該年度に必要な改築更新費用を示したものではありません。

(6) 宮津湾流域下水道施設の状況

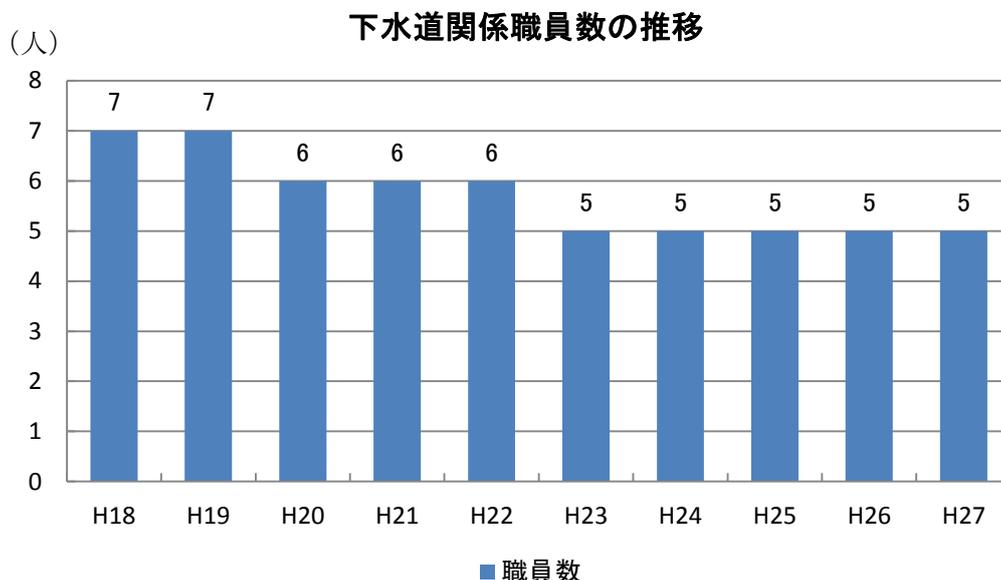
下水の処理場である宮津湾浄化センター及び宮津湾流域下水道の幹線管渠は、京都府により建設及び維持管理が行われており、それらに必要な費用の一部を処理区域である宮津市と与謝野町で負担しています。

これらの負担金は、施設の老朽化に伴い増加していくことが予想されます。



(7) 職員の状況

下水道関係の職員数は減少傾向にあり、平成27年度末で5人となっています。

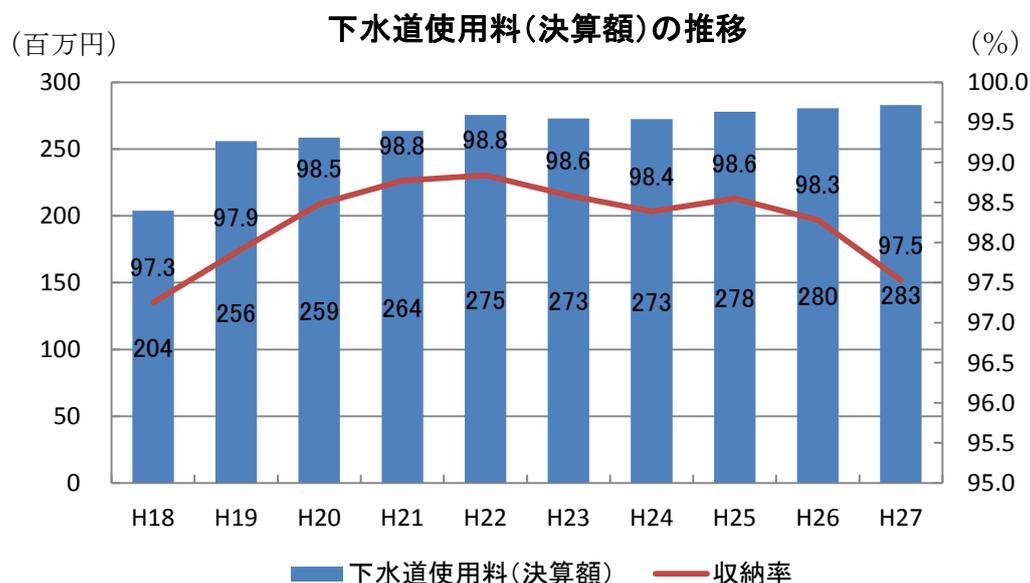


(8) 経営の状況

① 下水道使用料の状況

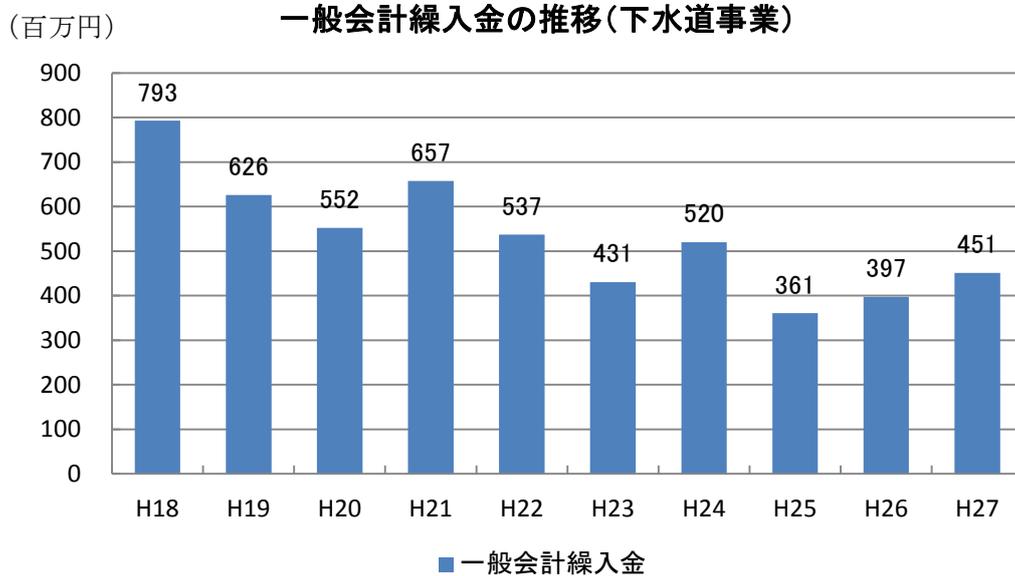
公共下水道事業の下水道使用料は、平成18年10月に平均49.8%の改定をいたしました。近年では、約2億8千万円（消費税込）で推移しており、施設の概成後は人口減少に伴い、減少する見込みです。

下水道使用料の収納率は、平成20年度以降98%台で推移していましたが、平成27年度は98%を下回っており、徴収率の向上の取組みが必要です。



② 一般会計からの繰入金の状況

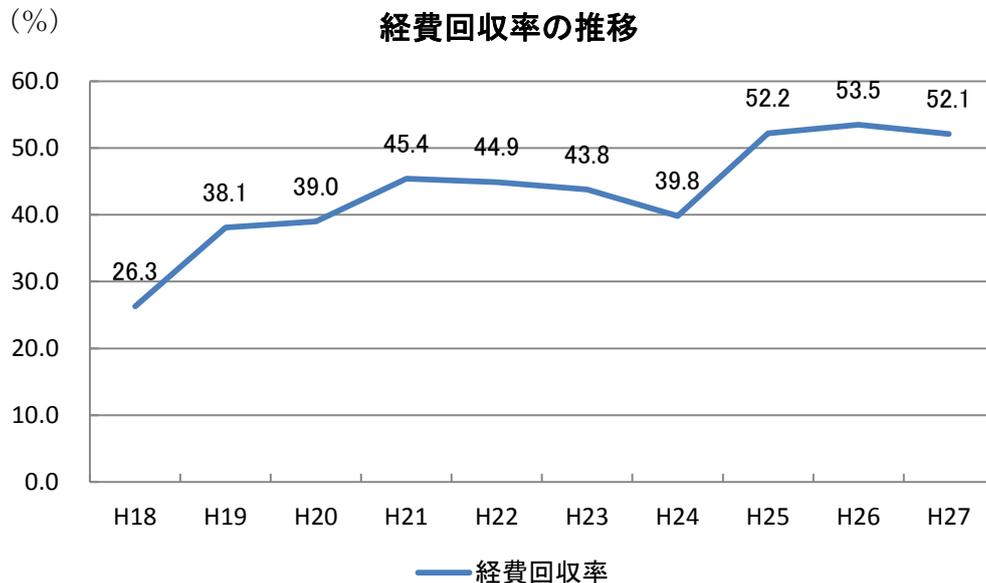
下水道事業特別会計における一般会計からの繰入金は、平成 18 年度の 7 億 9 千万円をピークに推移し、平成 27 年度では 4 億 5 千万円となっています。



③ 経費回収率の状況

下水道使用料を汚水の処理に要した経費で除した指標であり、この比率が低いと一般会計繰入金への依存度が高くなり、健全な経営を行うことができません。

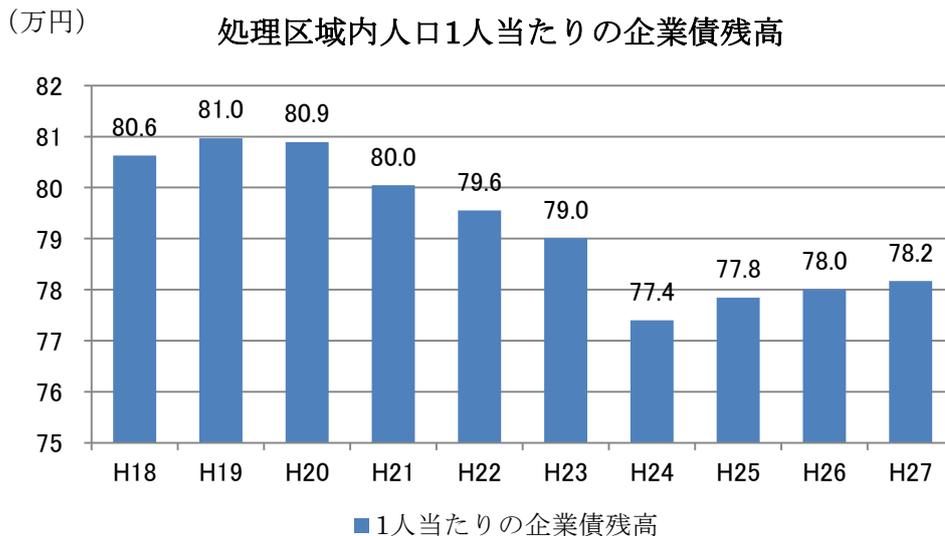
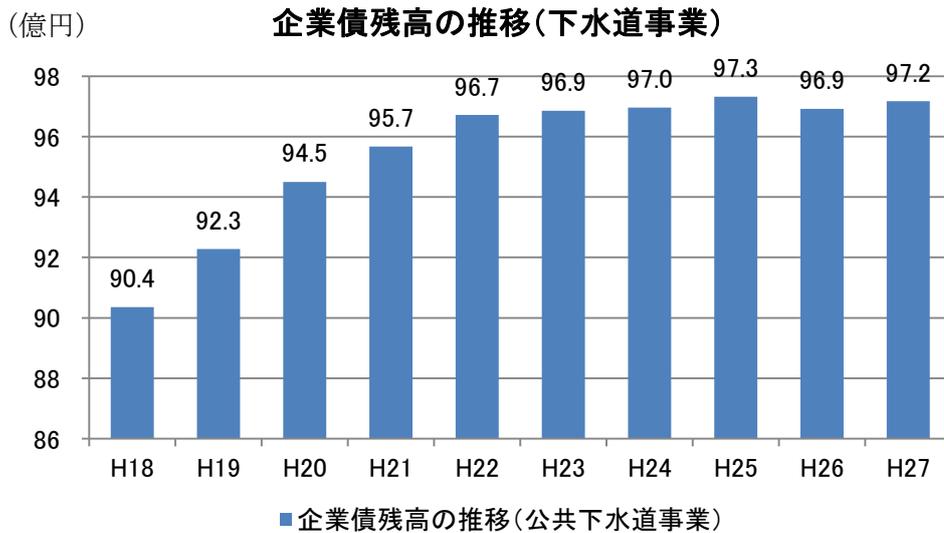
本市の場合、地域性などにより維持管理費や資本費が割高になっていることもあり、50%を少し超えた程度であるため、さらなる使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。



④ 企業債残高の状況

下水道事業に係る企業債残高は、施設の整備途上でもあることから増加傾向であり、平成 27 年度末では約 97 億 2 千万円となっています。

また、公共下水道事業の処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は、平成 20 年度以降は減少傾向にあるものの、近年では微増となっており、平成 27 年度末では約 78 万円となっています。



⑤ 経営指標

<経費回収率>

経費回収率については、52.1%で、類似団体の72.3%と比べると低い水準にあり、汚水の処理に要した経費を下水道使用料により約半分しか回収できていない状況です。

<汚水処理原価>

汚水処理原価は、汚水の処理に要した経費を年間有収水量で除したもの（1 m³当たりの汚水を処理するのに要した費用）であり、類似団体の2倍弱となる400.9円/m³となっています。

<水洗化率>

水洗化率は、下水道を整備した区域内の人口のうち、下水道に接続し汚水処理をしている人口の割合を示したもので、類似団体と同程度である82.7%です。

<企業債残高対事業規模比率>

企業債残高対事業規模比率とは、下水道使用料に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。本市の場合は、下水道の整備途上であり、企業債残高は増加傾向にあるため、類似団体の2倍以上となる2,625.9%となっています。

<管渠改善率>

管渠改善率とは、下水道管渠の布設延長のうち、更新した管渠延長の割合を表した指標です。本市の場合は、更新時期が到来した管渠がないため、更新を行っていませんが、今後、耐用年数を迎えるまでに改築更新を行う必要があります。

公共下水道事業（平成27年度）

項目	望ましい方向	宮津市	類似団体
経費回収率（%）	↑	52.1	72.3
汚水処理原価（円/m ³ ）	↓	400.9	215.3
水洗化率（率）	↑	82.7	83.8
企業債残高対事業規模比率（%）	↓	2,625.9	1,118.6
管渠改善率（%）	↑	0.0	0.1

※類似団体：全国の市町村を人口規模や産業構造により分類した区分のうち、本市が属する区分

第3章 経営の基本方針

人口減少・少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地域活力の衰退など本市を取り巻く状況は依然として厳しく、下水道事業においても下水道使用料収入の減少や、更新時期を迎える管渠等の改築更新経費の増高など大きな課題が山積しており、今後の経営を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されます。

こうした中、これまで以上に効率的かつ健全な下水道事業の経営が不可欠となることから、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図るため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

【基本方針】

安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する

第4章 効率化・経営健全化の取組み

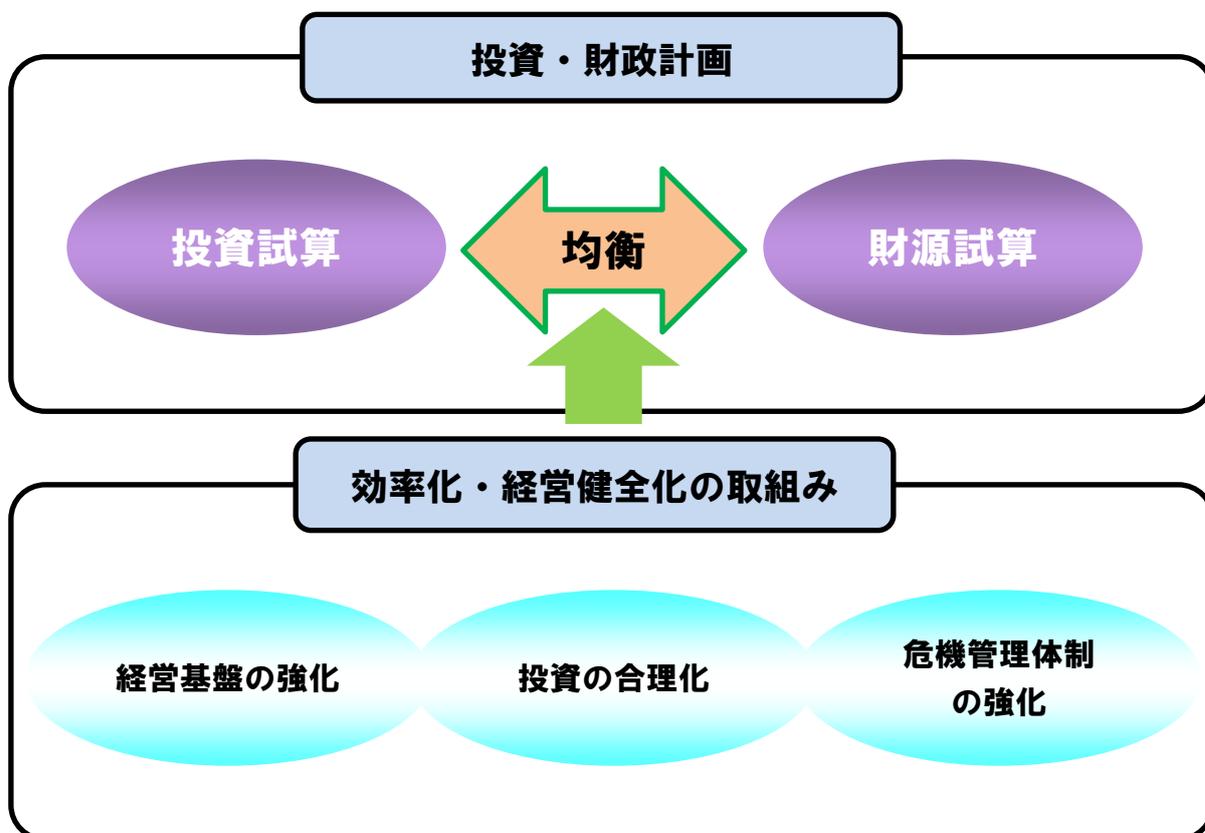
下水道事業では、施設の健全性を維持することが安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために必要となります。

一方、投資事業には多額の資金が必要になるため、その投資試算（投資事業に必要な費用の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが重要となります。

そのため、下水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、使用料収入等の収入の確保や、事業運営に係るコストを削減することで、「経営基盤の強化」を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新により「投資の合理化」を進める必要があります。

また、災害や事故等の発生時に備えた「危機管理体制の強化」も重要となります。

こうしたことから、本市においては、次に示す「施策の体系」により取組みを進め、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供できる環境づくりに努めます。



<施策の体系>

施策目標	取組項目
1 経営基盤の強化	(1) 職員の人材育成
	(2) 効率的な経営環境の整備
	(3) 適正な職員定員管理の推進
	(4) 処理区域内での早期水洗化の促進
	(5) 下水道使用料等の収納率の向上
	(6) 有利な財源の確保による企業債発行の抑制
	(7) 地方公営企業法の適用
2 投資の合理化	(1) 計画的な投資と長寿命化
3 危機管理体制の強化	(1) 危機管理等の体制整備
	(2) 下水道施設の耐震化

1 経営基盤の強化

(1) 職員の人材育成

持続的、安定的に下水道サービスを提供するには、施設の整備や維持管理などのハードに係る業務と料金徴収や予算決算をはじめとする経営管理などのソフトに係る業務について、永年にわたり適正に行える環境を整えることが必要となります。そのためには、職員一人ひとりがこうした業務を全うできる技術や知識を身につけることが不可欠であり、日々の職務の中で能力を伸ばしていくことはもちろん、本市の人材育成基本方針に基づく職員研修により、職員の能力の向上や意識改革に取り組めます。

【主な取組み】

- 職員研修の実施

(2) 効率的な経営環境の整備

下水道事業では、これまでも水道事業への使用料徴収事務の委託や水道事業との組織統合など事務・事業の合理化に取り組んできました。また、現在、下水道管渠やマンホールポンプの維持管理業務などについて民間委託を行っていますが、今後も、さらなる民間委託などの業務改善の検討を行い、経営環境の効率化を進めます。

なお、外部委託による組織の効率化を図る一方で、職員の技術や知識の継承に支

障をきたす懸念もあるため、技術や知識の継承と委託化の最適なバランスを見極めながら検討を進めます。

【主な取組み】

- 民間委託など業務改善の検討

(3) 適正な職員定員管理の推進

安定的な経営の維持を図るため、「宮津市定員適正化計画」に基づき、職員定員の適正化に取り組んできました。今後も引き続き、効率的な人員配置に努め、定員の適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

【主な取組み】

- 適正な職員定員管理の推進

(4) 処理区域内での早期水洗化の促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続されていない事例があります。負担の公平性の確保のためにも、処理区域内での未接続家屋への水洗化の促進を図る必要があります。

今後も、高齢者世帯排水設備整備費補助金制度による水洗化の促進のほか、未水洗化世帯の実態調査や広報啓発により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

また、住宅施策担当部局との連携や建築業界への協力依頼などを行い、水洗化へ向けた仕組みの構築を検討します。

【主な取組み】

- 処理区域内での早期水洗化の取組みの継続
- 建築業界等と連携した仕組み構築の検討

年 度	平成 27 年度末	前期 平成 31 年度末	中期 平成 34 年度末	後期 平成 38 年度末
下水道水洗化率 (公共下水道)	82.7%	85.3%	87.1%	89.1%

(5) 下水道使用料等の収納率の向上

下水道使用における負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料等の収納率の向上に取り組みます。具体的には、徴収事務を委託している水道事業等との連携を図りながら、新たにコンビニ収納を開始するほか、催告書の送付、電話による催告、戸別訪問など、これまで以上に下水道使用料等の徴収強化に努めます。

【主な取組み】

- 下水道使用料等の徴収強化（コンビニ収納、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等）

年 度	平成 27 年度末	前期 平成 31 年度末	中期 平成 34 年度末	後期 平成 38 年度末
下水道使用料 徴収率	97.5%	98.3%	99.0%	99.4%

(6) 有利な財源の確保による企業債発行の抑制

企業債は、下水道施設の受益世代と費用負担世代の負担の公平性を確保するためにも、また、建設事業を行うための財源を確保するためにも必要ですが、その償還は将来の下水道使用料収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないよう、企業債発行の抑制を行う必要があります。今後、平成 30 年度の概成へ向けた総仕上げやその後必要となる施設の老朽化対策を考慮すれば、建設事業による新たな企業債の発行は止むを得ないことではありますが、その場合においても、国庫補助金など有利な財源を活用しながら、効率的かつ計画的に建設事業を実施することで、企業債の発行の抑制に努めます。また、企業債を発行する際には、過疎対策事業債など交付税措置が有利に働くものを選定し、健全な経営を持続する取組みを進めます。

【主な取組み】

- 効率的かつ計画的な事業実施による事業費の精査
- 国庫補助金の活用や交付税措置のある企業債発行など有利な財源の確保

(7) 地方公営企業法の適用

公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組

むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが重要です。このためには、本市の水道事業と同様に、地方公営企業法を適用した事業として経営を行うことが必要となります。水道事業については、平成 30 年度に簡易水道事業と経営統合を行い、公営企業会計により一体的に経営していくこととしていますが、下水道事業においても、今後、地方公営企業法を適用し、健全な経営に努めていきます。

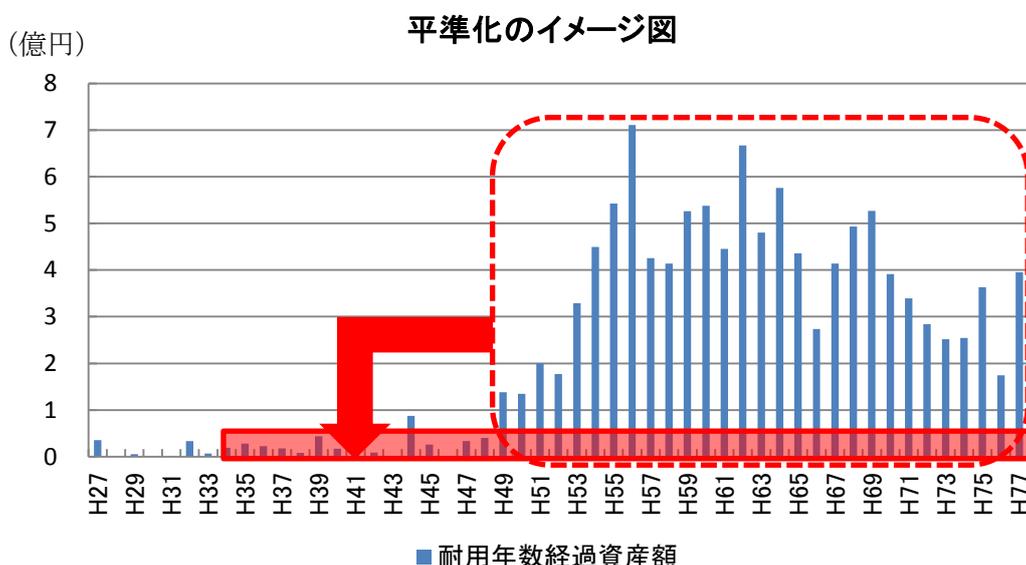
2 投資の合理化

(1) 計画的な投資と長寿命化

本市の公共下水道は、昭和 61 年度に着工し、現在、平成 30 年度の施設概成に向け、その進捗を図っているところですが、既に更新時期（耐用年数経過時）を迎えたマンホールポンプなどの一部の施設については、順次、改築更新を実施しています。一方で、更新時期を迎えていない管渠については、平成 49 年度以降に多額の費用が継続的に必要であると見込まれることから、改築更新費用の平準化を図り、老朽化した管渠の改築を計画的、効率的に進めていく必要があります。

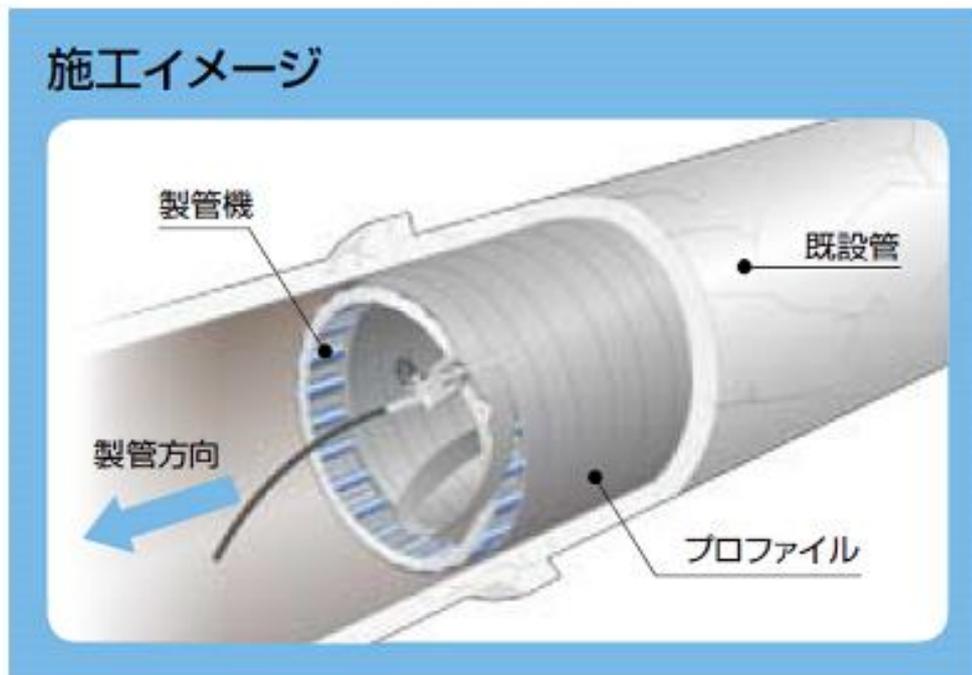
また、改築更新費用の平準化を図りながら、その費用を抑制するには、耐用年数を迎えた施設を撤去し、一から新しいものを整備するのではなく、耐用年数を迎える前に施設の長寿命化を図ることが効果的です。

このため、施設の改築更新にあたっては、過剰投資、重複投資とならないよう更新手法を十分に精査して策定するストックマネジメント計画に基づき、費用の抑制・平準化を図りながら効率的な下水道施設の長寿命化を実施し、投資の合理化に取り組めます。



<長寿命化工法の例>

下水道管渠更正工法



3 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の保全や市民生活の快適性など欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

(1) 危機管理等の体制整備

自然災害や事故等の不測の事態により、下水道施設が被害を受けた場合の対応として、「宮津市公共下水道事業業務継続計画」を策定し、平成25年度以降運用しています。そのほか、事故や災害発生時の対応として、京都府、下水道協会をはじめとする関係機関、団体等との連携や外部委託業者との的確に行動できる体制を整えます。

【主な取組み】

- 「宮津市公共下水道事業業務継続計画」に基づく災害への対応
- 事故や災害発生時における自治体間での連携、外部委託業者との的確な対応の体制整備

(2) 下水道施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの一つであり、震災により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没や排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。

本市においては、平成 13 年度以前に整備した管渠の一部については、耐震性能が不明のものがあ、今後新設する管渠も含め、引き続き施設の耐震化に取組み、災害に強い環境づくりを進めていきます。

【主な取組み】

- 管渠の新設及び改築更新に伴う耐震化の推進

第5章 投資計画

1 処理区域における下水道の概成

下水道の整備を進めるにあたり、効率的かつ計画的に進捗を図ることはもちろんですが、水道事業の老朽管布設替や景観まちづくりの道路美装化事業など、他の事業との調整を図りながら効率的に実施しています。

今後もこうした考えのもと、下水道計画区域内のすべての方が下水道を利用できる環境を整えるため、平成30年度の概成を目指して整備を進めていきます。



2 老朽化対策事業

(1) 管渠の改築更新の考え方

本市の下水道事業は、昭和61年度に着工しており、管渠については耐用年数は迎えていないものの、早期に供用を開始した区域においては老朽化が進んでいるものも一部あります。管渠の改築更新は、老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、また、下水道事業全体の投資額、人員等を勘案し、ストックマネジメント計画を策定したうえで実施します。



具体的には、老朽管の地区を順位付けし、調査を行ったうえで、更新管渠を選定します。選定した管渠は、部分補修、更生、布設替えを行った場合のコストを比較検討し、管渠の改築更新を行います。

第6章 投資・財政計画

1 投資事業に必要な財源確保

「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ためには、下水道施設の健全性を維持することが極めて重要です。今後、本市では、平成30年度概成に向けた整備に加え、下水道施設の老朽化対策及び長寿命化に取り組むこととなり、これらの投資事業には多額の資金が必要となります。一方、本市の将来人口の減少などにより、下水道の使用料収入の減少が予想されることから、投資試算（投資事業に必要な費用の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで大変重要となります。

2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項

（1）使用料収入

一般的に下水道整備には長期間を必要とし、整備途上で普及率の低い段階においては、十分な使用料収入が得られないため、普及が進むまでの間、過渡的に一般会計が支援することも止むを得ないとされているところです。しかし、普及率が上昇したにもかかわらず、恒常的に多額の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則や独立採算制の原則から適正な状況とはいえません。本市の場合は、下水道の整備途上にもあり、一般会計からの支援を得なければ経営を維持することができませんが、将来的には、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、使用料の見直しを検討する必要があります。

（2）企業債

今後、下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中、投資事業を行う際には企業債を活用せざるを得ないことが予想されます。その際にも、処理区域内人口1人当たりの企業債残高等に留意しながら、効率的・計画的な投資事業の実施により事業費を精査することで、新規借入れの企業債を抑制し、企業債残高を減少させることが重要となります。

（3）一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）と基準に基づかない繰

入金があります。

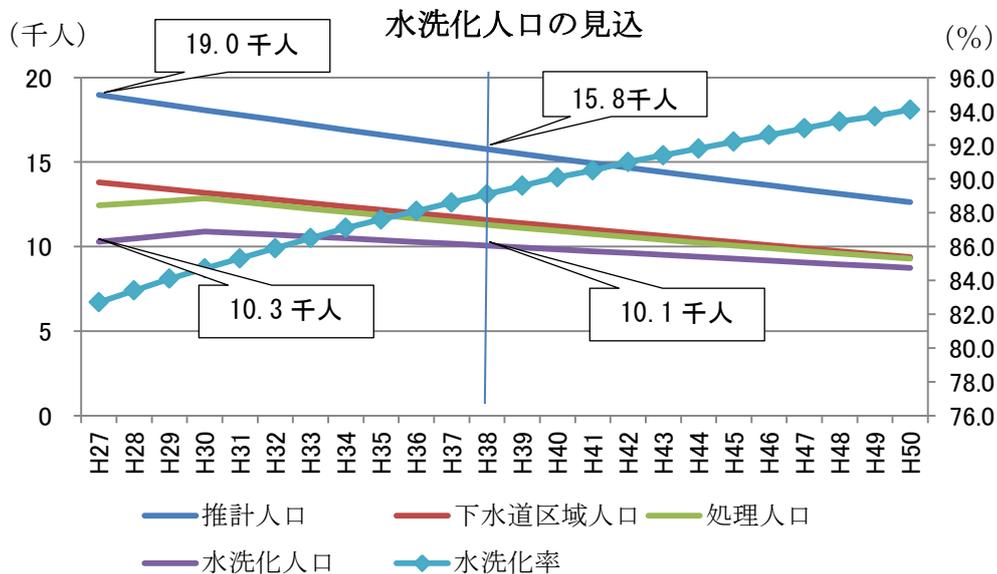
広域的な水質保全を図る観点から流域下水道の整備を推進するための建設改良費や、自然条件等により建設改良費が割高で健全な経営維持が困難な下水道事業への資本費負担軽減のための繰出しなどは、一般会計が負担する経費として基準内の繰入金とされており、基準外の繰入金は収支不足の補てん等に充てるための、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。

この基準外繰入金の削減については、下水道事業のより一層の健全経営に向け、さらなる自助努力が求められています。

3 財源試算の前提条件

(1) 水洗化人口の見込み

水洗化率については、今後、上昇するものと見込んでいますが、水洗化人口については、下水道の概成する平成 30 年度までは新規接続により増加するものの、本市の総人口の減少に伴い、平成 38 年度には約 1 万人まで減少するものと見込んでいます。その後も、総人口、水洗化人口ともに減少するものと見込んでいます。

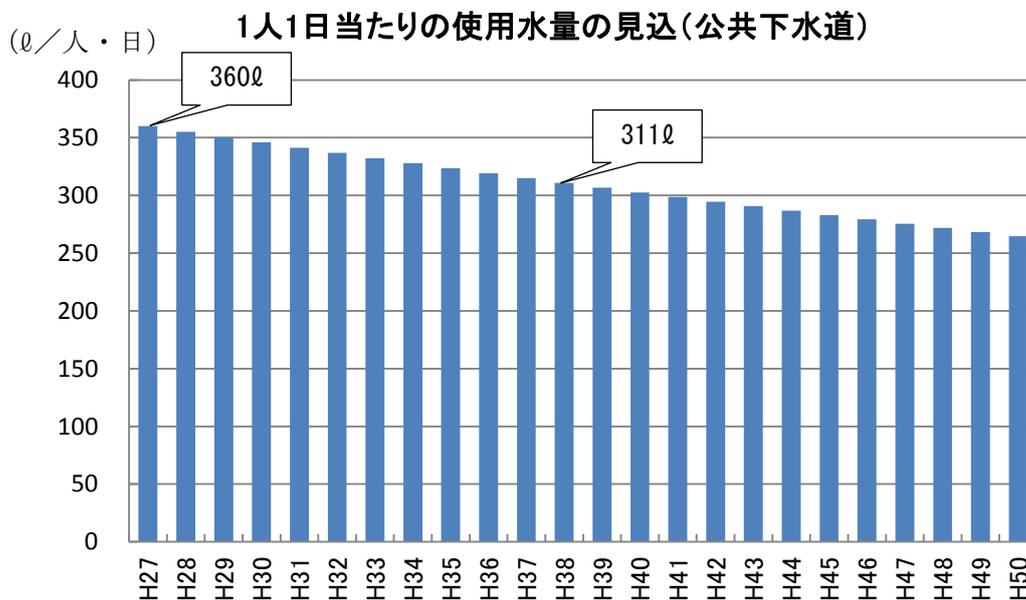


※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に基づき試算しています。

	平成 27 年度末	平成 31 年度末	平成 34 年度末	平成 38 年度末
水洗化人口	10.3 千人	10.8 千人	10.5 千人	10.1 千人
平成 27 年度末比較	—	+0.5 千人	+0.2 千人	△0.2 千人

(2) 1人1日当たりの使用水量の見込み

公共下水道における1人1日当たりの使用水量は、平成18年度の406ℓから平成27年度には360ℓまで減少しています。今後もこの傾向が続くものと考えており、平成38年度には311ℓまで減少すると予想しています。



	平成27年度末	平成31年度末	平成34年度末	平成38年度末
1人1日当たりの使用水量	360ℓ	341ℓ	328ℓ	311ℓ
平成27年度末比較	—	△19ℓ	△32ℓ	△49ℓ

4 財源試算

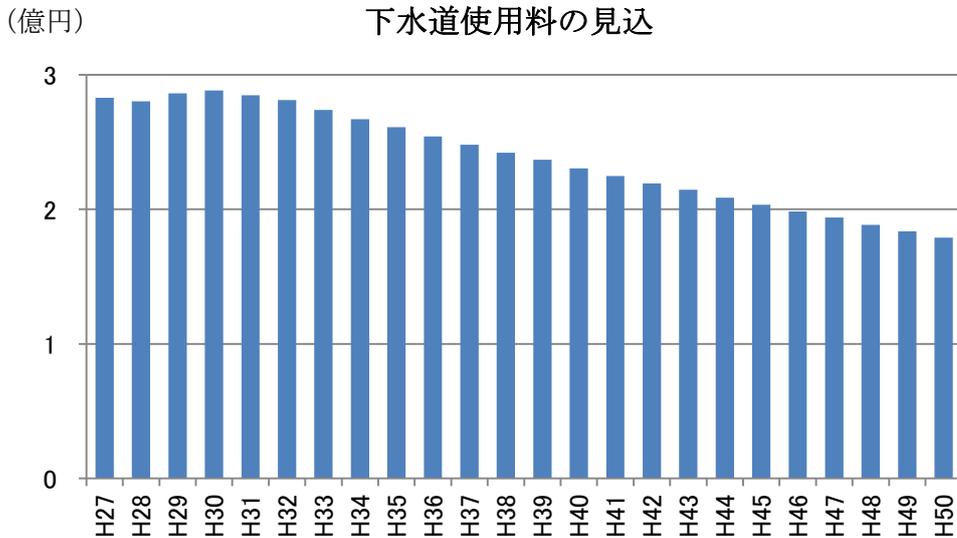
(1) 下水道使用料

平成27年度の下水道使用料は2.8億円ですが、現行の料金体系を維持した場合、使用料収入は減少の一途をたどり、平成34年度は2.7億円、平成38年度には2.4億円になると見込んでいます。

このように、水洗化人口の減少、節水意識の向上などにより、今後、下水道使用料は減少し、下水道事業の経営状況はさらに厳しくなるものと考えています。

交付税措置のある企業債償還金など一部の経費を除き、汚水処理費など下水道事業の運営経費は下水道使用料で賄うのがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担いただくという観点から、経費削減や収納率向上に努める一方で、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるよう、今後、

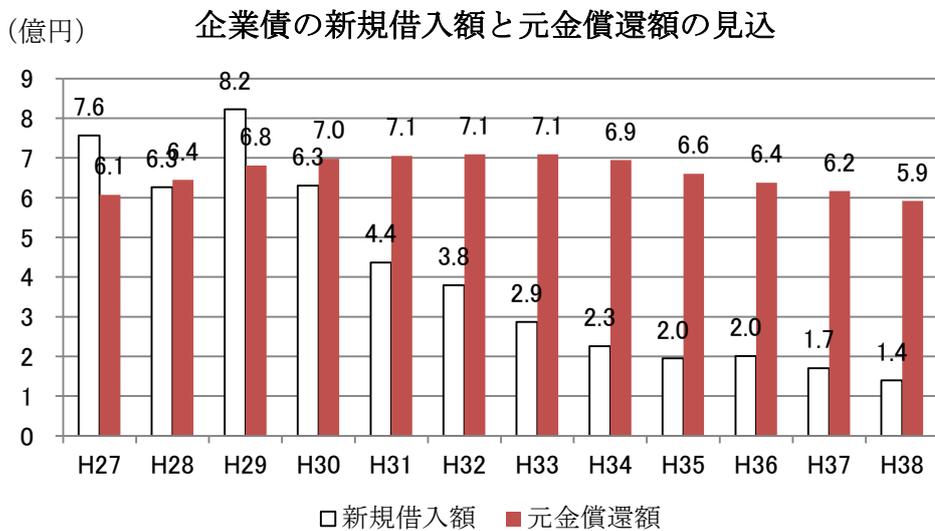
使用料の見直しを検討する必要があります。



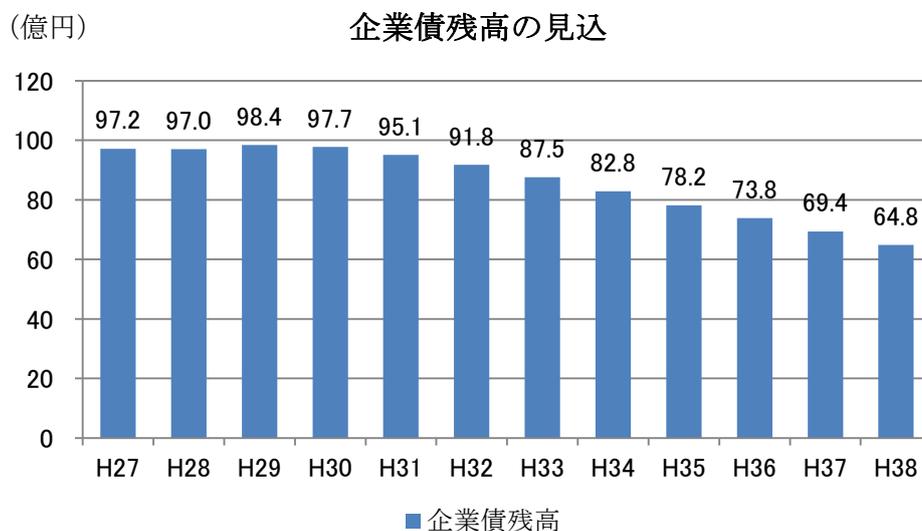
	平成 27 年度末	平成 31 年度末	平成 34 年度末	平成 38 年度末
下水道使用料	2.8 億円	2.8 億円	2.7 億円	2.4 億円
平成 27 年度末比較	—	0 億円	△0.1 億円	△0.4 億円

(2) 企業債

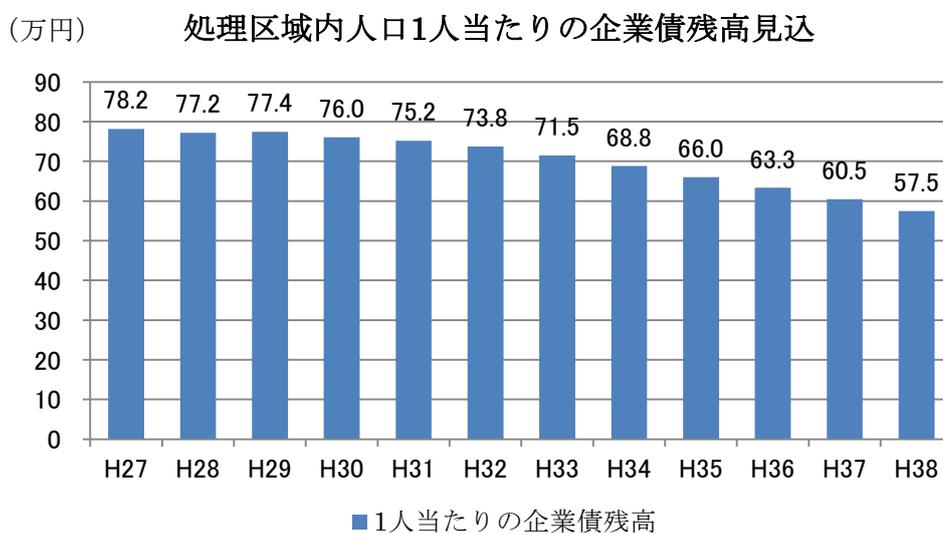
効率的・計画的な投資事業の実施により、新規借入れの企業債を抑制しながら、企業債償還を継続し、企業債残高の削減に努めます。



企業債残高は、平成 27 年度の 97 億 2 千万円から平成 38 年度の 64 億 8 千万円へと約 32 億円減少すると見込んでいます。



平成 27 年度の処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は約 78 万円ですが、平成 38 年度までに 20 万円以上減少させることを目標とします。

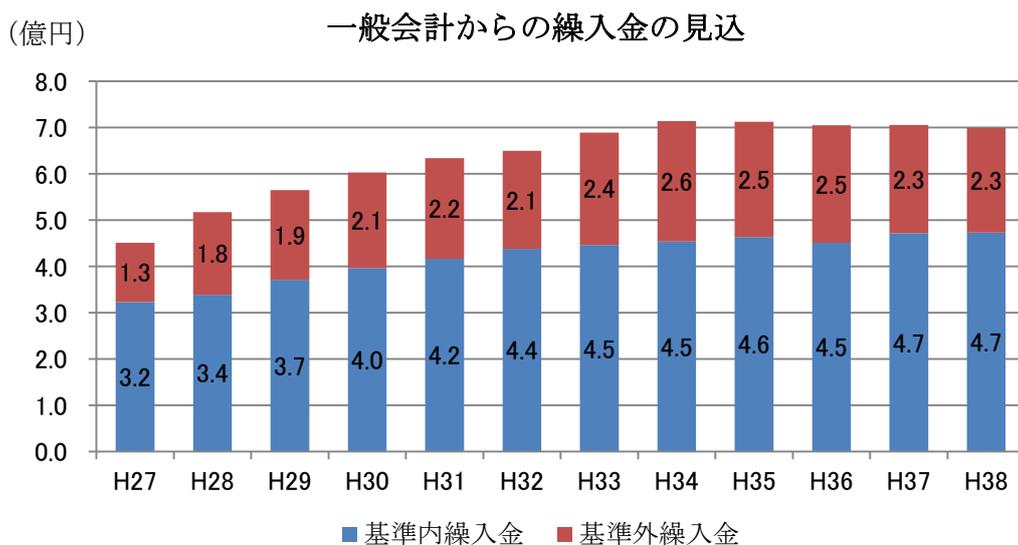


(3) 一般会計からの繰入金

依然として人口減少が進展している本市においては、下水道事業経営のための根幹をなす使用料収入は減少するものと見込まれるため、一般会計からの繰入金も増加するものと予想されます。

一方で、本市の財政状況も厳しく、人口減少・少子高齢化など山積する課題への対応が迫られている中においては、下水道事業を支援するための多額の財源を捻出し続けるのは困難な状況です。

いきなり下水道事業において独立採算とはいきませんが、全市の取組みとして、宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口の維持、地域経済の再生、地域の活性化を図る一方、下水道事業においても一層の自助努力により経営改善を行い、独立採算制の基本原則に立脚した経営に努めます。



5 投資・財政計画等

		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
区 分			(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)		
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	687,364	734,156	786,169	828,163	
	(1)	営 業 収 益 (B)	281,023	283,391	280,799	286,747	
		ア 料 金 収 入	280,457	282,890	280,239	286,187	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
		ウ そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	
		() 内 は 雨 水 処 理 費 外 書 き	566	501	560	560	
	(2)	営 業 外 収 益	406,341	450,765	505,370	541,416	
		ア 他 会 計 繰 入 金	318,226	366,802	427,172	470,248	
		イ そ の 他	88,115	83,963	78,198	71,168	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	421,974	445,309	463,694	459,186
		(1)	営 業 費 用	216,863	245,237	277,789	291,056
			ア 職 員 給 与 費	6,741	5,185	2,887	5,343
			う ち 退 職 手 当			393	
			イ そ の 他	210,122	240,052	274,902	285,713
		(2)	営 業 外 費 用	205,111	200,072	185,905	168,130
		ア 支 払 利 息	205,111	193,740	185,905	168,130	
		雨 水 分					
		汚 水 分	205,111	193,740	185,905	168,130	
		支 払 利 息 の 一 時 借 入 金 利 息	74	84			
		イ そ の 他		6,332			
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	265,390	288,847	322,475	368,977	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	640,209	880,195	810,425	1,154,103
		(1)	地 方 債 債 償 還 金	432,600	551,900	552,800	753,500
			う ち 資 本 費 平 準 化 債	188,800	212,600	206,700	194,100
	(2)	他 会 計 補 助 金	78,794	84,456	89,728	94,308	
	(3)	他 会 計 借 入 金					
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金					
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	115,584	215,429	153,401	291,385	
	(6)	工 事 負 担 金	9,991	5,070	10,552	10,886	
	(7)	そ の 他	3,240	23,340	3,944	4,024	
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	905,496	1,168,995	1,132,911	1,523,219
		(1)	建 設 改 良 費	345,821	561,656	488,534	842,478
			う ち 職 員 給 与 費	29,448	29,911	31,142	32,190
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	559,675	607,339	644,377	680,741
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金				
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金				
(5)	そ の 他						
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 265,287	△ 288,800	△ 322,486	△ 369,116		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		103	47	△ 11	△ 139		
積 立 金 (K)							
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)			103	150	139		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		103	150	139			
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		103	150	139			
実 質 収 支 黒 字 (P)							
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		70	70	71	73		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		281,023	283,391	280,799	286,747		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)		281,023	283,391	280,799	286,747		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)		9,691,455	9,717,516	9,699,539	9,841,598		
○ 他 会 計 繰 入 金							
		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
区 分			(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)		
収 益 的 収 支 分			318,226	366,802	427,172	470,249	
	う ち 基 準 内 繰 入 金		216,113	238,475	280,745	308,447	
	う ち 基 準 外 繰 入 金		102,113	128,327	146,427	161,802	
資 本 的 収 支 分			78,794	84,456	89,728	94,308	
	う ち 基 準 内 繰 入 金		78,794	84,456	89,728	94,308	
	う ち 基 準 外 繰 入 金						
合 計			397,020	451,258	516,900	564,557	

(単位：千円、%)

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
861,740	883,277	890,970	920,145	941,955	942,170	920,126	909,874	893,030
288,840	285,308	281,694	274,381	267,508	261,702	254,685	248,580	242,591
288,280	284,748	281,134	273,821	266,948	261,142	254,125	248,020	242,031
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
560	560	560	560	560	560	560	560	560
572,900	597,969	609,276	645,764	674,447	680,468	665,441	661,294	650,439
506,244	535,788	552,285	594,465	628,642	639,761	629,037	628,196	620,149
66,656	62,181	56,991	51,299	45,805	40,707	36,404	33,098	30,290
462,275	462,597	449,073	439,870	424,770	416,280	403,779	398,550	388,297
304,236	314,545	312,345	315,345	312,345	315,345	312,345	315,345	312,345
5,343	5,343	5,343	5,343	5,343	5,343	5,343	5,343	5,343
298,893	309,202	307,002	310,002	307,002	310,002	307,002	310,002	307,002
158,039	148,052	136,728	124,525	112,425	100,935	91,434	83,205	75,952
158,039	148,052	136,728	124,525	112,425	100,935	91,434	83,205	75,952
399,465	420,680	441,897	480,275	517,185	525,890	516,347	511,324	504,733
880,068	535,610	459,598	351,775	293,871	260,443	279,022	249,692	212,759
566,000	376,100	323,800	237,300	181,300	156,000	165,700	138,600	110,300
171,600	155,300	141,800	119,200	84,800	59,000	46,600	31,300	13,700
96,272	98,201	97,038	94,482	85,258	72,396	75,443	77,388	79,047
194,000	35,062	19,483	9,440	20,741	24,594	30,367	26,173	15,851
19,522	21,706	14,597	5,455	1,270	1,163	1,066	980	902
4,274	4,541	4,680	5,098	5,302	6,290	6,446	6,551	6,659
1,279,533	956,290	901,495	832,050	811,056	786,333	795,369	761,016	717,492
581,292	250,994	192,684	122,717	116,086	125,914	157,742	144,738	126,090
32,190	32,190	24,143	24,143	24,143	24,143	24,143	24,143	24,143
698,241	705,296	708,811	709,333	694,970	660,419	637,627	616,278	591,402
△ 399,465	△ 420,680	△ 441,897	△ 480,275	△ 517,185	△ 525,890	△ 516,347	△ 511,324	△ 504,733
74	76	77	80	84	88	88	90	91
288,840	285,308	281,694	274,381	267,508	261,702	254,685	248,580	242,591
288,840	285,308	281,694	274,381	267,508	261,702	254,685	248,580	242,591
9,774,057	9,505,161	9,175,350	8,752,917	8,283,447	7,818,228	7,381,301	6,935,423	6,483,421
(単位：千円)								
平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
506,244	535,788	552,286	594,465	628,642	639,761	629,037	628,196	620,149
332,086	348,965	361,172	380,767	408,697	400,353	386,952	394,241	393,845
174,158	186,823	191,114	213,698	219,945	239,408	242,085	233,955	226,304
96,272	98,201	97,038	94,482	85,258	72,396	75,443	77,388	79,047
96,272	98,201	97,038	94,482	85,258	72,396	75,443	77,388	79,047
602,516	633,989	649,324	688,947	713,900	712,157	704,480	705,584	699,196

第7章 経営戦略の進捗管理

今後は、毎年度総務省により実施される決算統計や、これに基づき実施される経営比較の分析などにより、下水道事業の実施状況を適宜、評価・検証するとともに、経営戦略期間の中間期において、経営戦略全般における点検を実施します。

その結果、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、具体の検討が予定されている、し尿や浄化槽汚泥の下水道への希釈投入など、計画の前提となる経営、財政状況の条件が大幅に変わった場合には、適宜、計画の見直しを実施します。また、現段階で把握できていない項目についても、この戦略に基づく取組みの実施により計画の精度を高めていきます。

これら「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを的確に回し、本戦略の基本方針である「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことができるよう経営戦略に基づく取組みを進めていきます。

